

# 犯罪への動機づけおよび対象価が行為者に対する 認知的評価に及ぼす影響

大和田智文\*・西山 真司\*\*

## 要 約

本研究では、本来は社会通念上責められる行為であっても、その行為が生じた背景や条件が異なった場合に、行為者に対する人びとの評価や態度に違いが生じるかを検討した。その際、大学生88名(男性56名、女性32名)を対象に質問紙調査を行った。本研究では、行為者の動機づけ2水準(「出来心による窃盗」vs.「経済的困窮による窃盗」)、窃盗の対象物の価値(すなわち対象価)2水準(「低価値の漫画」vs.「高価値の参考書」)を要因とする2要因参加者間計画を用いた。検討の結果、動機づけが経済的困窮の場合は、出来心の場合よりも視点取得が有意に高くなる傾向がみられた。また、出来心の場合は経済的困窮の場合よりも否定的態度が有意に高くなる傾向がみられた。以上より、社会通念上責められるべきである窃盗行為において、行為者の動機づけの違いが、その行為に対する人びとの判断を左右する可能性が示唆された。

キーワード：犯罪、動機づけ、対象価、認知的共感、態度

## 問 題

### 裁判員裁判における量刑判断

裁判員の参加する刑事裁判に関する法律(以下、裁判員法と記載)は2004年5月に公布され、2009年5月に施行された。裁判員法が施行されてから、2019年の5月ですでに10年が経過した。また、裁判員制度10年の統括報告書(2019)によると、2018年12月までに裁判員の経験者は8万9千人にのぼり、1万件以上の裁判員裁判が実施されている。

裁判員法とは、特定の刑事裁判において満20歳以上の国民の中から選任された一般市民が裁判員として裁判官と共に審理に関与することによって、一般市民の司法に対する理解の増進と法律に

対する信頼の向上に資することに鑑みて制定された法律である。

裁判員法の導入にあたって、一般人である法律の非専門家が裁判に加わり、量刑判断を行うことで、これまでの裁判官だけで行われる裁判に比べて厳罰化傾向になるのか、あるいは反対に寛刑化傾向になるのか盛んに議論されてきた。

第25回裁判員制度の運用等に関する有識者懇談会(2014)の検証報告書によると、「殺人未遂、傷害致死、強姦致傷、強制わいせつ致傷及び強盗致傷の各罪で実刑のうち最も多い人数の刑期が、重い方向へシフトしている」一方で、「殺人既遂、殺人未遂、強盗致傷及び現住建造物等放火については執行猶予に付される率が上昇している」と報告されている。本報告が示される以前より、法律の非専門家がネガティブな情報により理性的な認知判断を行うことが困難になる可能性が指摘されていた(松尾・伊東, 2013)。また、本報告を受けて小島(2015)は、裁判官だけで行われる裁判に比べて裁判員裁判では、罪種によって重罰化傾

2020年11月30日受付

\* 江戸川大学 社会学部人間心理学科准教授 社会心理学、青年心理学

\*\* 江戸川大学 人間心理学科 2019年度卒業生

向と寛刑化傾向という2つの方向性が現れているとしている。

実際の裁判員裁判では、加害者の犯行に至るまでの動機なども詳細に検討の上で量刑判断がなされる。また、被害者が自身の被害状況や精神状況など、加害者に与える量刑を判断するための材料を法廷で述べることもある。この被害者意見陳述はVictim Impact Statements (VIS) と呼ばれる。しかし、伊東(2015)は本来ならVISは事実認定とは関係がなく、裁判員が適切な量刑判断を下す妨げになると述べている。

このように、裁判員裁判における裁判員が、加害者に対して厳罰あるいは寛刑を求める背景には、被害者に対するポジティブな「同情」や「寛容」といった情動や、ネガティブな「許せない気持ち」や「怒り」といった情動の喚起が働いていることを考慮する必要がある。

#### 行為者に対する感情や態度とその課題

上記のように、加害者に対し感情に基づいた判断を行ってしまうことがあるのは、人が当該の事象に関して考えるべき事柄をよく吟味せず、理性的ではない判断を行ってしまうヒューリスティック処理が関連していると考えられる(唐沢, 2014)。このヒューリスティック処理とは、表面的な情報に対してトップダウン的に全体処理をすることを指す。また、本田(2019)は、ヒューリスティックとは、自身が行ってきた判断や意思決定の経験の一般化を指す用語であると述べている。

こうしたヒューリスティック仮説に従えば、裁判員裁判における加害者は、マスコミなどの影響もあり直観的にアウトローな人物として捉えられがちであり、人びと一般に身近なものとして実感を伴って捉えられることは生じにくいと考えられる。したがって、報道のされ方などによっては、加害者は根っからの悪人であり一般人とは相容れない人物であると、ヒューリスティック処理に基づいた判断がなされる可能性も考えられる。

しかし、裁判員裁判という制度は、加害者に身近に接し、法廷で目の前の加害者と対峙しつつ事

件について詳細に吟味をし、加害者を十分に理解した成果として量刑を判断するという、人間理解の深化に関する一連の過程であるともいえる。たとえば、これまでは遠い存在であった加害者に対し、裁判員裁判という制度を通して、報道された人物像と目の前に対峙している人物像が実はかけ離れていると認識することや、人びと一般の感情や思考とも共通要素を持った人間であると共感することなども、本制度が多様な人間理解を促しうる制度であることを示唆していよう。

このことを裏付けるように、既述の統括報告書(2019)では、裁判員裁判への参加者の感想のうち「非常に良い経験と感じた」と回答した人が63.8%、「よい経験と感じた」と回答した人が32.9%、計96.7%にものぼり、裁判員制度が良い経験だと回答した割合は全体の9割以上に及んでいる。

#### 本研究の目的

以上を踏まえ、本研究では、本来は社会通念上責められる行為(たとえば「窃盗」)であっても、その行為が生じた背景や条件(たとえば加害者(以下、行為者と記載)の「動機づけ」や、窃盗の対象物の価値、すなわち「対象価」)が異なった場合に、行為者に対する人びとの判断に違いが生じるか(寛容な判断を行うか否か)を、質問紙を用いて実験的に検討する。このことは、裁判員裁判への裁判員としての関与事態など、人びと一般が犯罪やその行為者を評価しようとする事態において、犯罪への動機づけ(たとえば、出来心や経済的困窮)やその社会的意味(たとえば、対象価の高低)など種々の条件の違いによって、評価者の判断に違いが生じるか(ヒューリスティック処理に基づいた判断を行うか)を確認することを意図している。

以上のように、本研究では人が人に寛容になりうる条件を明確化することによって、さまざまな対人関係における人間理解を深めていくことを目的とする。

## 仮説

本研究では、上記の検討を行う上で以下の仮説を設ける。

**仮説1** 動機づけ（出来心 vs. 経済的困窮）については、経済的困窮による窃盗の方が、出来心による窃盗よりも人びとの共感や寛容的な態度を喚起しやすいと考えられる。これは、Weiner (1980) による認知（原因帰属）—感情—行為モデルに基づいて、竹ノ山 (2005) が困窮者に対して同情などの感情が喚起されやすいとしていることによる。このことから、経済的困窮条件において共感や寛容的な態度が高くなると考える。

**仮説2** 対象価（低価値 vs. 高価値）については、勉学・教養的要素の強い高価値条件の窃盗の方が、趣味・娯楽的要素の強い低価値条件の窃盗よりも人びとの共感や寛容的な態度を喚起しやすいと考える。

## 方 法

### 予備調査

#### 手続きと結果

2019年4月中旬から5月中旬にかけて、授業開始前の教場にて計19名を対象に予備調査が実施された。この予備調査は、シナリオ上に登場する行為者の動機づけ（窃盗罪における出来心 vs. 経済的困窮）が、調査者の意図する通りに評価されるかを確認するために行われた。結果は、調査者の意図した通りの評価が行われた。すなわち、対象価（低価値の漫画 vs. 高価値の参考書）を込みにした場合、「困窮シナリオ」では困窮度得点がより高く、「出来心シナリオ」では出来心得点がより高かった（出来心得点について。出来心シナリオ： $M=4.47$ ,  $SD=0.96$ , 困窮シナリオ： $M=3.79$ ,  $SD=1.08$ ,  $t(18)=3.64$ ,  $p<.01$ ,  $d=0.67$ ,  $r=.65$ ；困窮得点について。出来心シナリオ： $M=2.11$ ,  $SD=1.33$ , 困窮シナリオ： $M=3.21$ ,  $SD=1.36$ ,  $t(18)=-2.64$ ,  $p<.05$ ,  $d=0.82$ ,  $r=.53$ ）。また、この予備調査では、漫画の記述があるシナリオに対しては漫画に関する記述がなされていた

ことが、参考書の記述があるシナリオに対しては参考書に関する記述がなされていたことが適切に報告されていた。

### 本調査

#### 調査対象者

江戸川大学に在籍する学生のうち、社会心理学を受講する学生88名（男性56名、女性32名、平均年齢19.55歳、 $SD=0.79$ 歳）を対象に質問紙調査を行った。

#### 実験計画

行為者の動機づけ2水準（「出来心による窃盗」vs.「経済的困窮による窃盗」）、窃盗の対象物の価値（すなわち対象価）2水準（「低価値の漫画」vs.「高価値の参考書」）を要因とする2要因参加者間計画であった。

#### 調査材料

**刺激文** 高校3年生が窃盗をしたと仮定するシナリオを作成の上呈示した。シナリオは窃盗の対象価として「漫画」と「参考書」の2水準が用意され、また窃盗の動機づけとして「出来心による窃盗」と「経済的困窮による窃盗」の2水準が用意された。したがって刺激文は、「漫画・出来心シナリオ」、「漫画・困窮シナリオ」、「参考書・出来心シナリオ」、「参考書・困窮シナリオ」の4種類が作成された。作成されたシナリオの具体的な内容をTable 1に示した。

**行為者に対する共感を測る項目** 桜井 (1988) の多次元共感測定尺度を参考に、行為者と同様の行為を調査対象者が行う可能性があるかを問う項目、行為者に理解を示すことができるかを問う項目、行為者の立場に立って考えることができるかを問う項目など多次元共感測定尺度の4下位尺度のうち、本研究の目的に即していると考えられる下位尺度（すなわち、認知的共感を測る下位尺度）として、「空想」と「視点取得」をもとに、これら2つの下位尺度のなかから、計10項目の質問項目が本研究の目的に沿って新たに作成された。それぞれの項目に対して、「1=全くあてはま

Table 1  
呈示された4種類の刺激文

漫画・出来心シナリオ
<p>高校3年生のAは学校からの帰宅途中で最近読み始めた漫画の新刊を買いに書店に寄った。書店で目当ての漫画を手に取り、値段を確認したら800円であった。しかし、財布を確認したら600円程度しか入っていないかった。今日買わなければいけない理由もなかったし、家に帰ればまだ使えるお小遣いがあるため、それを購入費用に充てれば良かったのだが、つい魔が差し店員の目を盗んで漫画をカバンの中に入れ、お金を払わずに店を出てしまった。</p> <p>店を出たところで店長に腕を掴まれお金を払ったかどうかを訊かれ、払っていないと答えた。店長はAになぜ盗んだのかを問うと、Aは家に帰ればお金はあるが、今はお金が少し足りなかったため、店員の目を盗んで漫画をカバンに入れたことを正直に話した。</p>
漫画・困窮シナリオ
<p>高校3年生のAは、学校からの帰宅途中で最近読み始めた漫画の新刊を買いに書店に寄った。書店で目当ての漫画を手に取り、値段を確認したら800円であった。しかし、財布を確認したら600円程度しか入っていないかった。今日買わなければいけない理由もなかったが、家庭が経済的に困窮しているため家に帰ってもお金は無く、かといって、購入費用として使えるお金はしばらく経たないと出来ないの、店員の目を盗んで漫画をカバンの中に入れお金を払わずに店を出てしまった。</p> <p>店を出たところで店長に腕を掴まれお金を払ったかどうかを訊かれ、払っていないと答えた。店長はAになぜ盗んだのかを問うと、Aはお金が少し足りなかったが、家に帰ってもお金がないため、店員の目を盗んで漫画をカバンに入れたことを正直に話した。</p>
参考書・出来心シナリオ
<p>高校3年生のAは、学校からの帰宅途中で受験勉強用に使う参考書を買いに書店に寄った。書店で目当ての参考書を手に取り、値段を確認したら3500円であった。しかし、財布を確認したら3000円程度しか入っていないかった。今日買わなければいけない理由もなかったし、家に帰ればまだ使えるお小遣いがあるため、それを購入費用に充てれば良かったのだが、つい魔が差し店員の目を盗んで参考書をカバンの中に入れ、お金を払わずに店を出てしまった。</p> <p>店を出たところで店長に腕を掴まれお金を払ったかどうかを訊かれ、払っていないと答えた。店長はAになぜ盗んだのかを問うと、Aは家に帰ればお金はあるが、今はお金が少し足りなかったため、店員の目を盗んで参考書をカバンに入れたことを正直に話した。</p>
参考書・困窮シナリオ
<p>高校3年生のAは、学校からの帰宅途中で受験勉強用に使う参考書を買いに書店に寄った。書店で目当ての参考書を手に取り、値段を確認したら3500円であった。しかし、財布を確認したら3000円程度しか入っていないかった。今日買わなければいけない理由もなかったが、家庭が経済的に困窮しているため家に帰ってもお金は無く、かといって、購入費用として使えるお金はしばらく経たないと出来ないの、店員の目を盗んで参考書をカバンの中に入れお金を払わずに店を出てしまった。</p> <p>店を出たところで店長に腕を掴まれお金を払ったかどうかを訊かれ、払っていないと答えた。店長はAになぜ盗んだのかを問うと、Aはお金が少し足りなかったが、家に帰ってもお金がないため、店員の目を盗んで参考書をカバンに入れたことを正直に話した。</p>

らない」から「4=とてもよくあてはまる」までの4段階で評価させた。用いた質問項目をTable 2に示した。なお、桜井(1988)の多次元共感測定尺度は認知的共感も測定しうる尺度として、これまで大学生などを対象とする多くの研究で用い

られてきている。クロンバックの $\alpha$ 係数は空想が.162、視点取得が.688となったため、元の尺度の算出方法にならぬ、それぞれの項目を合算し空想得点および視点取得得点とした。

Table 2  
行為者に対する共感を測る項目

---

この記事のような出来事が（日常的に）起こるのではないかと、容易に想像できる。  
 この記事の登場人物 A の立場に立って、物事を考えることは困難である。(R)\*  
 この記事を読んで、登場人物 A に感情移入することができる。  
 この記事を読んでも、平常心でいられる。(R)  
 何か出来事が起きた時には、その行為者の立場に立って考えてみる\*  
 人びとをよく理解するために、物事の善悪を越えてその人の立場に立って考えようとする\*  
 事件や人目を引くニュースに夢中になることは、まれである。(R)  
 この記事のような出来事にも対立する二つの見方（意見）があると思うので、その両方を考慮するように努める\*  
 登場人物 A がしたようなことをされても、その行為者の立場になってみようとする\*  
 登場人物 A を批判する前に、もし自分が登場人物 A であったならば、どう思うであろうかと考える\*。

---

(R) は逆転項目

\*「視点取得」を測る項目（無印は「空想」を測る項目）

Table 3  
行為者に対する態度を測る項目

---

お金が足りないのはかわいそうだと思う。  
 仮にお金が足りないとしても盗むのは許されない\*  
 仮に魔が差したとしても盗むのは許されない\*  
 お金の用意をしてから買い物に行くのが当然だ\*  
 この行為を反省しているなら許せる。  
 こういった結果になったのは自業自得だと思う\*。

---

\*「否定的態度」を測る項目（無印は「肯定的態度」を測る項目）

**行為者に対する態度を測る項目** 山岡・風間 (2004) を参考に、行為者に対する肯定的態度を測る 2 項目および否定的態度を測る 4 項目に基づき、本研究の目的に即して、行為者に対する態度を測る計 6 項目が作成された。それぞれの項目に対して、「1=全く思わない」から「5=とても強く思う」までの 5 段階で評定させた。用いた質問項目を Table 3 に示した。クロンバックの  $\alpha$  係数は肯定的態度が .432、否定的態度が .699 となったため、元の尺度の算出方法にならない、それぞれの項目を合算し肯定的態度得点および否定的態度

得点とした。

**対象価を尋ねる項目** 対象物が一般的にどの程度価値があるか（「一般的価値」）を問う項目と、対象物が行為者にとってどの程度価値があるか（「主観的価値」）を問う項目の 2 項目を設け呈示した。それぞれの項目に対して、「1=全く価値はない」から「6=とても価値がある」までの 6 段階で評定させた。用いた質問項目を Table 4 に示した。

人口統計学的変数 学科、学年、性別、年齢について尋ねた。

#### 調査手続き

2019 年 7 月に江戸川大学において、授業終了後の教場にて質問紙調査が実施された。質問紙はフェイスシート、窃盗の具体的内容が記載された刺激文、桜井 (1988) の多次元共感測定尺度をもとに作成された行為者に対する共感を測る質問項目、山岡・風間 (2004) をもとに作成された行為者に対する態度を測る質問項目、対象価を問う項目、人口統計学的変数（学科、学年、性別、年

Table 4  
対象価を問う項目

---

登場人物 A が盗んだ本は、一般的にはどの程度の価値がある本だと思いますか。  
 登場人物 A が盗んだ本は、登場人物 A にとってどの程度の価値がある本だと思いますか。

---

齢)を問う項目から構成された。

また、調査対象者に不快感を生じさせる可能性があると考えられる刺激文や質問項目が含まれるため、調査の実施前に口頭および文書にてその旨の説明を行なった。

また、調査においては、研究タイトルや刺激文による回答へのバイアスが懸念されたため、研究目的や調査実施方法を部分的に伏せたうえで調査を行った。そのため、調査実施後に本来の研究目的や実施方法の詳細についてデブリーフィングを行った。そのうえで本調査への協力の同意を改めて確認し、同意した者のみに回答の提出を求めた。

4種類の刺激文のうち呈示される刺激文については、参加者間でランダムかつ均等になるように配付された。

#### 倫理的配慮

質問紙配付時に、質問紙表紙の文章ならびに口頭により、質問紙の構成内容、調査に要する時間、回答に正解や不正解はないこと、無記名式で回答は統計的に処理され個人が特定されることはないこと、回答は本来の研究目的のみに使用すること、回答は研究終了後厳重に保管され、保管期間終了後、適切に廃棄されること、回答は任意であり評価や成績には一切関係がないこと、質問には一部に心理的侵襲性の高い内容や項目があり不

快感が生じる可能性があること、途中で回答を中止しても問題のないことが示され、それに同意する者のみが調査に回答した。また、既述のように、本調査は一部研究目的を伏せた上で行っており、回答終了後にデブリーフィングを実施した。その後、再度調査に協力できるかを確認の上で回答を回収した。なお、本研究は江戸川大学社会学部人間心理学科「人を対象とする研究」倫理審査小委員会の審査承認後に実施された(承認番号:A2019-022R2)。

## 結 果

### 記述統計量

各変数の記述統計量を求め、条件ごとにTable 5に示した。

### 動機づけおよび対象価が空想に及ぼす影響

動機づけおよび対象価が空想に及ぼす影響を検討するため、動機づけと対象価を独立変数、空想を従属変数とする分散分析を行った。その結果、動機づけおよび対象価の有意な主効果および交互作用効果はみられなかった( $F(1, 82) = 1.02, n.s.$ ;  $F(1, 82) = 0.97, n.s.$ ;  $F(1, 82) = 1.01, n.s.$ )。

### 動機づけおよび対象価が視点取得に及ぼす影響

動機づけおよび対象価が視点取得に及ぼす影響

Table 5  
各変数の記述統計量

条件	性別	空想	視点取得	肯定的態度	否定的態度	一般的価値	主観的価値
	男性(人) 女性(人)	平均 (標準偏差)	平均 (標準偏差)	平均 (標準偏差)	平均 (標準偏差)	平均 (標準偏差)	平均 (標準偏差)
漫画・出来心	15	8.65	16.00	5.74	18.61	3.83	4.87
	8	(1.77)	(3.40)	(1.76)	(1.90)	(1.07)	(1.18)
漫画・困窮	12	8.81	17.29	7.00	17.19	3.74	4.45
	9	(1.72)	(2.94)	(2.13)	(2.62)	(0.93)	(0.94)
参考書・出来心	13	8.24	16.48	5.29	18.25	3.76	4.24
	8	(1.73)	(2.46)	(1.85)	(2.00)	(1.14)	(1.41)
参考書・困窮	16	9.83	17.61	7.35	17.74	4.00	5.17
	7	(2.35)	(3.26)	(2.10)	(2.70)	(1.13)	(1.11)

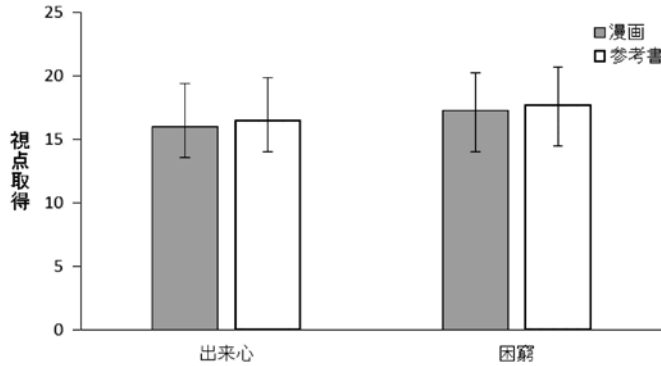


Figure 1. 視点取得の平均値 (エラーバーは標準偏差)。

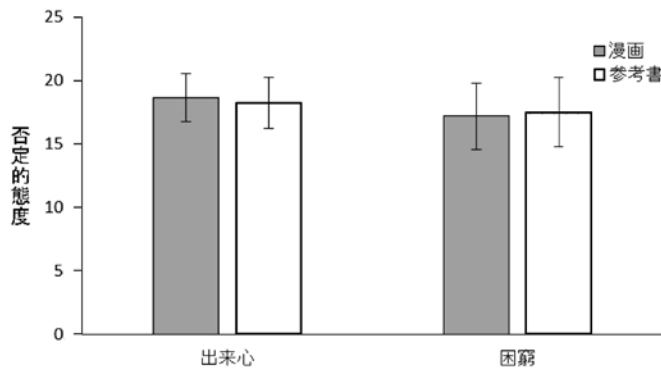


Figure 2. 否定的態度の平均値 (エラーバーは標準偏差)。

を検討するため、動機づけと対象価を独立変数、視点取得を従属変数とする分散分析を行った。その結果、動機づけの主効果が有意傾向となった ( $F(1, 83) = 3.78, p < .10, \eta^2 = 0.21$ )。対象価の主効果および交互作用効果は有意ではなかった ( $F(1, 83) = 0.47, n.s.; F(1, 83) = 0.01, n.s.$ )。すなわち、経済的困窮は出来心よりも視点取得得点が有意に高い傾向となった。視点取得の平均値と標準偏差を Figure 1 に示した。

#### 動機づけおよび対象価が肯定的態度に及ぼす影響

動機づけおよび対象価が肯定的態度に及ぼす影響を検討するため、動機づけと対象価を独立変数、肯定的態度を従属変数とする分散分析を行った。

その結果、動機づけおよび対象価の有意な主効果および交互作用効果はみられなかった ( $F(1, 83) = 1.10, n.s.; F(1, 83) = 0.88, n.s.; F(1, 83) = 0.94, n.s.$ )。

#### 動機づけおよび対象価が否定的態度に及ぼす影響

動機づけおよび対象価が否定的態度に及ぼす影響を検討するため、動機づけと対象価を独立変数、否定的態度を従属変数とする分散分析を行った。その結果、動機づけの主効果が有意傾向となった ( $F(1, 84) = 3.89, p < .10, \eta^2 = 0.22$ )。対象価の主効果と交互作用効果は有意ではなかった ( $F(1, 84) = 0.05, n.s.; F(1, 84) = 0.77, n.s.$ )。すなわち、出来心は経済的困窮よりも否定的態度

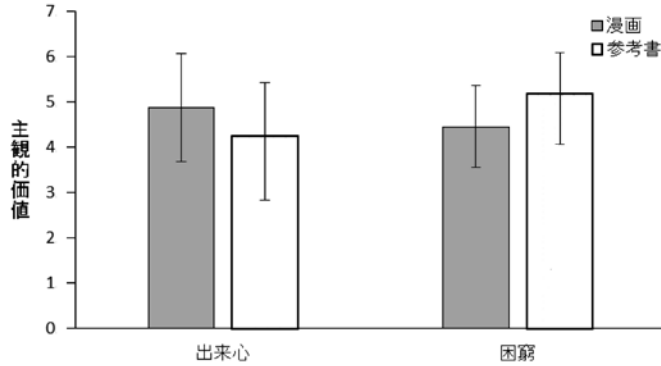


Figure 3. 主観的価値の平均値 (エラーバーは標準偏差)。

得点が有意に高い傾向となった。否定的態度の平均値と標準偏差を Figure 2 に示した。

#### 動機づけおよび対象価が一般的価値に及ぼす影響

動機づけおよび対象価が一般的価値に及ぼす影響を検討するため、動機づけと対象価を独立変数、対象物の一般的価値を従属変数とする分散分析を行った。その結果、動機づけおよび対象価の有意な主効果および交互作用効果はみられなかった ( $F(1, 82) = 0.10, n.s.$ ;  $F(1, 82) = 0.18, n.s.$ ;  $F(1, 82) = 0.50, n.s.$ )。

#### 動機づけおよび対象価が主観的価値に及ぼす影響

動機づけおよび対象価が主観的価値に及ぼす影響を検討するため、動機づけと対象価を独立変数、対象物の主観的価値を従属変数とする分散分析を行った。その結果、動機づけおよび対象価の有意な主効果はみられなかったが ( $F(1, 83) = 1.05, n.s.$ ;  $F(1, 83) = 0.03, n.s.$ )、動機づけおよび対象価の有意な交互作用効果がみられた ( $F(1, 83) = 7.20, p < .01, \eta^2 = 0.29$ )。主観的価値の平均値と標準偏差を Figure 3 に示した。

### 考 察

本研究の目的は、本来は社会通念上責められる行為であっても、その行為が生じた背景や条件が

異なった場合に、行為者に対する人びとの判断に違いが生じるか (寛容な判断を行うか否か) を検討することであった。このことは、刑事裁判への裁判員としての関与事態など、人びと一般が犯罪やその行為者を評価しようとする事態において、犯罪への動機づけやその社会的意味など種々の条件の違いによって、評価者の判断に違いが生じるか (ヒューリスティック処理に基づいた判断を行うか) 確認することを意図していた。

本研究は、動機づけと対象価について各 2 水準のシナリオを用い、シナリオ中の登場人物の窃盗行為が共感や態度に及ぼす影響を検討した。検討の結果、動機づけが経済的困窮の場合は出来心の場合よりも視点取得が有意に高くなる傾向がみられた。また、出来心の場合は経済的困窮の場合よりも否定的態度が有意に高くなる傾向がみられた。また、対象物に対する主観的価値については、動機づけおよび対象価の有意な交互作用効果がみられた。以下において、おもにこれらの結果について考察を行う。

#### 動機づけおよび対象価の影響について

空想については、動機づけ、対象価のいずれの主効果も確認されなかった。このことは、行為者の窃盗行為を自ら行う可能性を、人びとは日常的に空想しないことを意味していよう。

一方で、視点取得において動機づけの主効果が



有意傾向となった。このことは、人びとが経済的困窮による窃盗には一定の理解を示す可能性があることを示唆している。また、上記の結果は対象価によって異ならなかった。

肯定的態度については、いずれの主効果も確認されなかった。このことは、動機づけや対象価に関わらず、窃盗という行為を寛容的には捉えられないことを意味している。

否定的態度については、動機づけの主効果が有意傾向となった。このことは、人びとが出来心による窃盗に対して、より厳しく許容しがたいという態度を示す可能性があることを示唆している。また、上記の結果は対象価によって異ならなかった。

また本研究では、漫画よりも参考書の方が一般的価値、主観的価値ともに高価値と判断されると予測したが、結果は、一般的価値において対象価の主効果は確認されず、主観的価値においては対象価の主効果はみられず、動機づけとの交互作用効果のみが確認された。このことから、動機づけ（出来心か経済的困窮か）にかかわらず参考書が漫画より価値あるものとして判断されるということにはならなかった。したがって、本研究における対象価の操作は妥当でなかった可能性が考えられる。

### 本研究の成果

以上より、社会通念上責められるべきである窃盗行為において、行為者の動機づけの違いが、その行為に対する人びとの判断を左右する（ヒューリスティック処理（本田，2019；唐沢，2014）に基づいた判断を行う）可能性が示唆された。このように本研究は、裁判員裁判に限らず、人びとが犯罪やその行為者を評価しようとするさまざまな事態で、どのような要因が人びとの認知的判断を規定するかについて部分的に示すことができた点において、人間理解の深化に資するものであったと考える。

### 本研究の課題と今後の展望

本研究では、既述の通り、対象価の操作が妥当

でなかった可能性が考えられた。したがって、予備調査などを通して対象価の操作に関する妥当性の検証を適切に行っていくことが必須となる。その際、たとえば、漫画あるいは参考書という「書籍」カテゴリにおける水準ではなく、社会的に付与された価値についての水準（社会的高価値 vs. 社会的低価値）を設け操作を行うといったことも検討の余地があるものと思われる。

また、本研究では多次元共感測定尺度の下位尺度と山岡・風間（2004）の態度を問う項目について、独自に大幅な変更を行っていた。この変更によって、調査者の意図しないニュアンスが項目中に含まれていたことも考えられるため、調査者の意図した回答が得られなかった可能性を否定しきれない。よって、変更後の項目を用いた場合には、改めて信頼性および妥当性の検討を行うことも必要となろう。

そうした検討を通し、特にネガティブな行動や態度に接した場合であっても、人が人に寛容になれる場面や状況、あるいはそれに関与する要因を明らかにすることで、さらに対人行動に対する理解を深めていくことにつながるものと考えられる。

### 付記

本稿は、第二著者が第一著者の指導のもとで人間心理学科2019年度卒業論文として提出した論文をもとに、第一著者が加筆・修正および再考察を行ったものである。

### 引用文献

- 第25回裁判員制度の運用等に関する有識者懇談会（2014）. 裁判員制度の運用等に関する有識者懇談会  
 本田秀仁（2019）. 認知バイアス・ヒューリスティック——意思決定科学から見る人間らしさ—— 人工知能学会, 34, 418-421.  
 伊東裕司（2015）. 被害者の意見陳述は裁判員の事実認定に影響を与えるか？ 法と心理, 15, 10-15.  
 唐沢 穰（2014）. 社会的認知過程と量刑判断 法と心理, 14, 50-55.  
 小島 透（2015）. 裁判員裁判による量刑の変化——統計データから見た裁判員裁判の量刑傾向—— 中京法学, 49, 169-197.  
 松尾加代・伊東裕司（2013）. 感情を喚起する情報が模擬裁判員の事実認定判断とネガティブ感情に及

犯罪への動機づけおよび対象価が行為者に対する認知的評価に及ぼす影響

- ぼす影響 法と人間科学 伊東裕司班, 68-72.
- 裁判員制度10年の総括報告書(2019). 最高裁判所事務総局
- 桜井茂男(1988). 大学生における共感と援助行動の関係——多次元共感測定尺度を用いて——奈良教育大学紀要, 37, 149-154.
- 竹ノ山圭二郎(2005). 病人および酔っ払いの転倒に関する援助における状況の重大性と原因帰属の影響 実験社会心理学研究, 44, 42-53.
- Weiner,B. (1980). A cognitive (attribution) -emotion-action model of motivated behavior: An analysis of judgments of help-giving. *Journal of Personality and Social Psychology*, 39, 186-200.
- 山岡重行・風間文明(2004). 被害者の否定的要素と量刑判断 法と心理, 3, 98-110.

## The effects of criminal motivation and value of objects on the cognitive evaluations of actors

Tomofumi Owada Shinji Nishiyama

### Abstract

In this study, we examined whether people's evaluations and attitudes toward the actors would differ if the backgrounds and conditions in which the acts occurred were different, even if the acts were intrinsically blamed by social norms. At the time, a questionnaire survey was conducted on 88 university students (36.4% female). In this study, A 2 (motivation of the actors : opportunist vs. theft due to economic distress) × 2 (value of the theft objects: low-value cartoon vs. high-value reference book) between-subjects design was used. As a results, when the motivation was economically distressed, perspective-taking tended to be significantly higher than that in the case of opportunist. In addition, there was a tendency for negative attitudes to be significantly higher in the case of opportunist than in the case of economic distress. Taken together, this study suggested that in the theft acts that should be blamed in the intrinsic norm, the difference in motivation of the actors may influence the judgment toward the actors' behavior.

**Keywords:** crime, motivation, value of objects, cognitive empathy, attitudes